

[第 20 回企業法務セミナーで参照した資料]

① 全体

公正取引委員会・中小企業庁「ポイント解説下請法」

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.files/pointkaisetsu.pdf>

② レジュメ 13 頁

公正取引委員会 下請法勧告一覧（平成 29 年度） 「株式会社セブン-イレブン・ジャパンに対する勧告について」

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/jul/170721.files/170721.pdf>

③ レジュメ 14 頁

公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の改正のポイント」

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_1.files/161214_05.pdf

④ レジュメ 19 頁

中小企業庁「下請取引コンプライアンス・プログラムで競争力をつける！」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2011/download/110516compli1.pdf>

⑤ レジュメ 20 頁

中小企業庁委託事業「下請かけこみ寺」のチラシ

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/kakekomi_chirashi.pdf

⑥ レジュメ 20 頁

公益財団法人全国中小企業取引振興協会「平成 27 年度中小企業庁委託事業 下請かこみ寺活用事例集」

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/pdf/jireishu.pdf>

山下江法律事務所主催 企業法務セミナー(第20回)

弁護士が解説 下請法のポイント

～「下請いじめ」をしない、させないために～



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

副代表・弁護士 田 中 伸
(広島弁護士会所属)

はじめに(目次)

第1 下請法とは(3頁～4頁)

第2 下請法の対象となる取引内容(5頁～8頁)

第3 トンネル会社規制(9頁)

第4 親事業者の義務(10頁～11頁)

第5 親事業者の禁止事項(12頁)

第6 下請法違反に対する制裁等(13頁)

第7 下請法に関する運用基準の改正

(14頁～18頁)

第8 実務上の留意点(19頁～20頁)

第1 下請法とは

1 下請法について

(1) 正式名称

下請代金支払遅延等防止法

(2) 目的(第1条)

下請取引の公正・下請事業者の利益保護

→ 国民経済の健全な発展に寄与

※ 親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律

(3) 適用対象となる下請取引の範囲

①取引当事者の資本金の額, ②取引の内容で限定している。

第1 下請法とは

2 下請法の適用対象となる取引

(1) 資本金の額による区分(下請法2条7項・8項)

【基本】

	親事業者	下請事業者(個人を含む)
資本金	3億円超	→ 3億円以下
	1000万円超～3億円以下	→ 1000万円以下

【一部の情報成果物作成委託・役務提供委託の場合(※)】

	親事業者	下請事業者(個人を含む)
資本金	5000万円超	→ 5000万円以下
	1000万円超～5000万円以下	→ 1000万円以下

※ プログラム以外の情報成果物作成委託

※ 運送・物品の倉庫保管・情報処理以外の役務提供委託

(2) 取引内容による区分(下請法2条1項～4項)

①製造委託 ②修理委託

③情報成果物作成委託 ④役務提供委託

第2 下請法の対象となる取引内容

1 製造委託(下請法2条1項)

4つのタイプがある(下記参照)。

【製造委託】(下請法2条1項)

親事業者	下請事業者(個人を含む)への委託内容等
① 物品の販売業者	→ 物品・部品等の製造・加工
② 物品製造の請負業者	→ 物品・部品等の製造・加工
③ 物品の修理業者 (自社の機械等を自ら修理 している場合も含む)	→ 物品の修理に必要な部品・原材料等の製造・加工
④ 自社で使用・消費する物品を 社内で製造している事業者	→ 物品・部品等の製造・加工

※ 物品 = 「動産」(建築物は含まれない)

※ 製造 : 原材料である物品に一定の工作を加えて、新たな物品を作り出すこと

※ 加工 : 原材料である物品に一定の工作を加えることにより、一定の価値を付加すること

第2 下請法の対象となる取引内容

2 修理委託(下請法2条2項)

2つのタイプがある(下記参照)。

【修理委託】(下請法2条2項)

親事業者	下請事業者(個人を含む)への委託内容等
① 物品の修理を 請け負っている事業者	→ その物品の修理行為の全部または一部
② 自社で使用する物品を 自社で修理している事業者	→ その物品の修理行為の全部または一部

※ 修理：元來の機能を失った物品に一定の工作を加え、その機能を回復させること

第2 下請法の対象となる取引内容

3 情報成果物作成委託(下請法2条3項)

3つのタイプがある(下記参照)。

【情報成果物作成委託】(下請法2条3項)

親事業者	下請事業者(個人を含む)への委託内容等
① 情報成果物を提供している事業者	→ その情報成果物の作成行為の全部または一部
② 情報成果物の作成を請け負っている事業者	→ その情報成果物の作成行為の全部または一部
③ 自社で使用する情報成果物を作成している事業者	→ その情報成果物の作成行為の全部または一部

※ 情報成果物(下請法2条6項)

- ① プログラム(テレビゲームソフト, 会計ソフトなど)
- ② 映画, 放送番組その他影像または音声その他の音響により構成されるもの(アニメなど)
- ③ 文字, 図形もしくは記号もしくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合により構成されるもの(設計図, ポスターのデザインなど)

第2 下請法の対象となる取引内容

4 役務提供委託(下請法2条4項)

下記参照

【役務提供委託】(下請法2条4項)

親事業者	下請事業者(個人を含む)への委託内容等
① 役務の提供を行っている事業者	→ その役務の提供行為の全部または一部

※ 建設業法に規定される建設業を営む者が、業として請け負う建設工事は対象外（建設業法の適用範囲）

※ 役務：親事業者が他者に提供する役務のこと（親事業者が自ら利用する役務は含まない）

第3 トンネル会社規制

一定の要件を満たせば、子会社（B社）が親事業者とみなされ、下請法の適用を受ける（下請法2条9項）。
→ 親会社による下請法の適用逃れを防止する。



※ A社・C社間では、資本金区分（本レジュメ4頁）を満たす。

→ A社がC社と直接取引すれば、下請法の適用を受けるケースが前提

※ B社・C社間では、資本金区分（本レジュメ4頁）を満たさない。

第4 親事業者の義務

1 下請代金の支払期日を定める義務

(下請法2条の2)

2 発注書面の交付義務(下請法3条)

【発注書面の記載事項】

①	親事業者及び下請事業者の名称(識別できる番号・記号等による記載も可)
②	製造委託等をした日(委託日)
③	下請事業者の給付内容
④	下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は、役務提供期日または期間)
⑤	下請事業者の給付を受領する場所
⑥	下請事業者の給付内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
⑦	下請代金の額(算定方法による記載も可)
⑧	下請代金の支払期日
⑨	手形を交付する場合は、手形の金額(支払比率でも可)及び手形の満期
⑩	一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付または支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額または下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
⑪	電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
⑫	原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

第4 親事業者の義務

3 遅延利息の支払義務(下請法4条の2)

4 取引書面の作成・保存義務(下請法5条)

【取引書面の記載事項】

①	【発注書面の記載事項】 ①(但し、親事業者の名称は不要), ②~④, ⑦, ⑧
②	下請事業者から受領した給付内容及び給付受領日(役務提供委託の場合は、役務提供日・期間)
③	下請事業者の給付内容について検査をした場合は、検査完了日、検査結果及び不合格となった給付の取扱い
④	下請事業者の給付内容について、変更またはやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
⑤	下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
⑥	支払った下請代金の額、支払日及び支払手段
⑦	下請代金の支払いにつき手形を交付した場合は、手形の金額、交付日及び手形の満期
⑧	一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付または支払いを受けることができることとした額及び期間の始期、親事業者が下請代金債権相当額または下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
⑨	電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払いを受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
⑩	原材料等を有償支給した場合は、品名、数量、対価、引渡日、決済日及び決済方法
⑪	下請代金の一部を支払い、または、原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
⑫	遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び支払日

第5 親事業者の禁止事項

【親事業者の禁止事項】(下請法4条)

①	受領拒否	4条1項1号	注文した物品等の受領を拒むこと
②	下請代金の支払遅延	4条1項2号	定められた支払期日までに下請代金を支払わないこと(※)
③	下請代金の減額	4条1項3号	あらかじめ定めた下請代金を減額すること
④	返品	4条1項4号	受領した物品を返品すること
⑤	買いたたき	4条1項5号	相場より著しく低い下請代金を不当に定めること
⑥	購入・利用強制	4条1項6号	親事業者指定の物・役務を強制的に購入・利用させること
⑦	報復措置	4条1項7号	公取委等への通報を理由に、取引量の削減、取引停止等の不利益な取扱いをすること
⑧	有償支給品等の対価の早期決済	4条2項1号	有償支給品等の対価を、下請代金の支払期日より早い時期に支払わせたりすること
⑨	割引困難手形の交付	4条2項2号	一般金融機関での割引が困難な手形を交付すること
⑩	不当な経済上の利益の提供要請	4条2項3号	自己のために金銭、役務、労務等を提供させること
⑪	不当な給付内容の変更・やり直し	4条2項4号	下請事業者の責任ではないのに、給付内容を変更させたり、物品受領後にやり直しをさせること

※ 支払期日は、下請事業者からの給付受領後60日以内、かつ、できる限り短い期間内で定めなければならない(下請法2条の2)。

- 支払期日が給付受領日から60日以内に定められている場合：その支払期日までに支払わなければならない。
- 支払期日が給付受領日から60日を超えて定められている場合：受領日から60日目までに支払わなければならない。
- 支払期日の定めがない場合：受領日に支払わなければならない。

第6 下請法違反に対する制裁等

- 1 公正取引委員会による勧告(下請法7条)
下請法4条違反行為の取りやめ, 原状回復等
- 2 排除措置命令・課徴金(下請法8条)
※ 親事業者が勧告に従った場合は適用除外
- 3 報告・検査権(下請法9条)
- 4 罰則(下請法10条～12条)
下請法3条, 5条, 9条違反につき, 最高50万円の罰金刑
※ 行為者のほか, 法人・代表者も処罰される。
- 5 公正取引委員会による公表
※ 公取委のHP(下請法勧告一覧)に, 会社名のほか, 違反事実・勧告の概要がアップされる。

第7 下請法に関する運用基準の改正

1 改正の経緯・趣旨

中小事業者の取引条件の改善を図る。

→ 下請法・独占禁止法の一層の運用強化に向けた取組みの一環として、平成28年12月に運用基準を改正し、親事業者による違反行為事例等を大幅に追加

2 改正の主なポイント

- (1) 違反行為事例の追加(66事例→141事例)
- (2) 特に留意を要する違反行為類型の追加
- (3) 下請法の対象となる取引例の追加

第7 下請法に関する運用基準の改正

3 受領拒否の具体例

- (1) 受領態勢が整わないと理由としたもの
- (2) 取引先等の都合を理由としたもの
- (3) 仕様変更を理由としたもの
- (4) 視聴率低下に伴う放送打ち切りを理由とするアニメーション原画の受領拒否

4 支払遅延の具体例

- (1) 支払制度に起因するもの
- (2) 請求書が提出されないこと等を理由としたもの
- (3) 事務処理の遅れを理由としたもの

第7 下請法に関する運用基準の改正

5 減額の具体例

- (1) 新単価の遡及適用によるもの
- (2) 親事業者の原材料等の支給遅れ等によるもの
- (3) 合意なく振込手数料を負担させること
- (4) 取引先の都合を理由としたもの
- (5) 協力金等を理由としたもの
- (6) 1円以上の切捨てによる減額

6 返品の具体例

- (1) 販売期間終了・商品入替を理由とするもの
- (2) 受入検査を行わない場合の返品
- (3) 取引先の都合を理由とするもの

第7 下請法に関する運用基準の改正

7 買いたたきの具体例

- (1) 大量発注・量産品の単価での買いたたき
- (2) 下請代金を据え置くことによる買いたたき
- (3) 一律一定率の単価引下による買いたたき
- (4) 納品後の下請代金決定による買いたたき
※ 下請法3条(発注書面の交付義務)違反
- (5) 短納期発注による買いたたき

8 購入・利用強制の具体例

- (1) 自社製品等の購入強制
- (2) 自社が指定する役務の利用強制

第7 下請法に関する運用基準の改正

9 不当な経済上の利益の提供要請の具体例

- (1) 協賛金等の提供要請
- (2) 展示用商品・労務等の提供要請
- (3) 物品の無償譲渡・保管要請

10 不当な給付内容の変更・やり直しの具体例

- (1) 設計変更・検査基準変更を理由としたもの
- (2) 取引先の都合を理由としたもの
- (3) 不明確な指示を原因としたやり直し

第8 実務上の留意点

1 親事業者として

公正取引委員会による公表、報道・ネット掲載による会社のイメージ悪化は必至

- 経営トップが下請法遵守の重要性を認識する。
- 役員のみならず、社員への周知・徹底を図る。
- 業務マニュアル等の策定、モニタリング体制の構築

第8 実務上の留意点

2 下請事業者として

(1) 下請かけこみ寺の活用

① 専門員(相談員・弁護士)による無料相談

※ フリーダイヤル: 0120-418-618

② 調停手続(裁判外紛争解決手続(ADR))

(2) 弁護士や公取委に相談し、親事業者に是正を求める。

→ 下請法を活用し、損害を回復する。

3 弁護士との顧問契約 リーフレット参照